新潟県新発田市東新町４丁目466番２ 田　6.61㎡		
新潟県新発田市東新町４丁目488番２ 田　49㎡	遠藤友右エ門 新潟県北蒲原郡五十公野村大字江口	
新潟県新発田市東新町４丁目489番２ 田　49㎡		
新潟県新発田市東新町４丁目490番２ 田　49㎡		
新潟県新発田市東新町４丁目491番２ 田　49㎡		
新潟県新発田市東新町４丁目492番２ 田　49㎡		
新潟県新発田市東新町４丁目493番２ 田　49㎡		

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東海農政局長に提出されたい。

平成 25 年１月 18 日

農林水産大臣　林　　芳正

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
岐阜県瑞浪市釜戸町字土合1885番７ 原野　1219㎡	町屋農事実行組合 岐阜県土岐郡釜戸村	公共利用計画あり
愛知県東海市荒尾町東丸山54番２ 畑　16㎡	浅井　斜夫　外25名 愛知県知多郡上野町大字名和字南三ヶ月52番地	公共利用計画あり
愛知県常滑市住吉町一丁目79番 畑　59㎡	尾上　ぎん 愛知県名古屋市	公共利用計画あり
愛知県知多市大草字大瀬108番３ 公衆用道路 29㎡	伊藤　利彦 愛知県名古屋市西区大船町一丁目８番地	公共利用計画あり
愛知県知多市大草字大瀬114番２ 公衆用道路 23㎡		
愛知県知多市大草字大瀬115番２ ため池　6.61㎡		
愛知県知多市大草字大瀬116番２ 公衆用道路 138㎡		
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字前池32番 田　6.61㎡（買収時：愛知県西春日井郡豊山村大字豊場字前池32番田　２歩）	水野　かね 住所不詳	公共利用計画あり

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を近畿農政局長に提出されたい。

平成 25 年１月 18 日

農林水産大臣　林　　芳正

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
京都府八幡市八幡三反長43番１ 田　59㎡	中村　修吉 京都府綴喜郡八幡町大字八幡町小字清水井157番地	
京都府八幡市八幡三反長44番１ 田　42㎡	安田　祐吉 京都府綴喜郡八幡町大字八幡町小字岸本15番地	
京都府宇治市広野町一里山16番３ 畑　290㎡	安村　徳蔵 京都府久世郡大久保村大字広野小字東裏23番地の１	公共利用計画あり
京都府宇治市小倉町西山53番７ 畑　112㎡	久保田静枝 京都府京都市下京区烏丸通五条上ル悪王子町423番地	現況：道路
京都府京都市山科区西野左義長町26番６ 畑　211㎡	株式会社山科精工所 京都府京都市東山区山科日ノ岡堤谷町61番地	
京都府京都市山科区栗栖野狐塚18番２ 山林　89㎡	上村　喜代 京都府京都市下京区下河原通八阪鳥居前下ル月見町22番地	
京都府京都市山科区栗栖野狐塚21番２ 原野　72㎡		
京都府京都市山科区栗栖野狐塚22番２ 原野　39㎡		

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

平成 25 年１月 18 日

農林水産大臣　林　　芳正

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
岡山県倉敷市東塚一丁目291番２ 公衆用道路 544㎡	仁科多文治 岡山県倉敷市福田町松江１番地	現況：倉敷市所管道路
岡山県津山市小田中字牛塚456番 畑　114㎡	難波定治郎 岡山県津山市小田中	
岡山県津山市小田中字前峪1505番１ 畑　115㎡	藤本　源治 岡山県津山市中島550－１	
岡山県津山市林田字安黒谷1696番５ 畑　79㎡	治郎丸友恒 愛知縣知多郡八幡町大字八幡北廻間56	